

土木工事特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第１条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第２条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- ①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が２００万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出

日)以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が5,000万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標)【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場
対象技術者：監理(主任)技術者氏名

(徳島県土木工事施工管理基準(案)に関する変更使用事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準（案）令和6年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。

なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。

3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。

また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第10条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しな

なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

- 第11条** 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（オンライン電子納品）

- 第12条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。
- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

- 第13条** 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。
- 2 対象工事は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（週休2日確保工事）

- 第14条** 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇県土整備事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日 (土日)

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇県土整備事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第 15 条 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：17.81%
- 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：2.14%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で

確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第16条 本工事における特記仕様事項は、別添「クレストゲート設備改良工事 特記仕様書」のとおりとする。

クレストゲート設備改良工事 特記仕様書

第1章 総 則

(運用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R 8 徳土 正木ダム 上勝・正木 クレストゲート設備改良工事」（以下「本工事」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(工事施工場所)

第2条 工事の施工場所は次のとおりとする。

- 1 正木ダム 徳島県勝浦郡上勝町正木藤ノ内 1 8 - 2

(工事概要)

第3条 本工事における工事概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 機側操作盤取替（付属品・ケーブル取替含む） | 1 式 |
| 2 開度計 分解整備（付属品取替・塗替塗装含む） | 1 式 |
| 3 制限開閉器取替 | 1 式 |
| 4 リミットスイッチ取替 | 1 式 |
| 5 機側操作盤据付架台 製作・取付 | 1 式 |

(諸法令の遵守)

第4条 受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- 1 労働安全衛生法
- 2 ダム・堰施設技術基準（案）
- 3 その他関係法令等

(図書の承諾)

第5条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

- | | | |
|-------------------------|-----------|------|
| 1 納入及び改造機器、材料の仕様（図面類含む） | 設計完了後速やかに | 2 部 |
| 2 機器配置及び配線配管等施工図 | 設計完了後速やかに | 2 部 |
| 3 工場試験成績書 | 試験完了後速やかに | 2 部 |
| 4 立会検査及び試験要領書 | 作成後速やかに | 必要部数 |

(提出書類)

第6条 受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

1 工事打合せ議事録	実施後速やかに	2 部
2 月間工程表	前月末日 7 日前までに	1 部
3 据付記録	実施後 3 日以内	2 部
4 検査及び試験記録（速報）	実施後速やかに	2 部
5 完成図書	工事しゅん工検査請求日までに	2 部
（1）完成図面（外形図、組立図、展開接続図及び施工図等）		
（2）取扱説明書、機器仕様書		
（3）検査及び試験記録		
（4）工事写真		
（5）取替部品周期一覧表（保守用）		
（6）その他、必要書類		
6 その他監督員が指示する図書	指示後速やかに	必要部数

第 2 章 規 格

（適用規格）

第 7 条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計図書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- 1 日本産業規格（J I S）
- 2 日本電機工業規格（J E M）
- 3 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- 4 日本電線工業会規格（J C S）
- 5 ダム・堰施設技術基準（案）
- 6 その他関係法規、規定、基準等

第 3 章 施 工

第 1 節 納入機器

（機器の一般事項）

第 8 条 納入機器の一般事項は次のとおりである。

- 1 機器は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- 2 各機器の製作にあたっては、耐震性を考慮し、堅牢で耐久性信頼度の高い構造でなければならない。
- 3 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- 4 各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計において十分配慮しなければならない。

（更新機器一覧）

第9条 本工事での更新機器は、下表のとおりとする。なお、これらは別工事にて製作が行われたものであり、本工事を施工する際には発注者より支給する予定である。

No.	機器名	数量（2門分）	設置場所
1	機側操作盤	2面	クレストゲート室
2	開度計部品	2組	クレストゲート
3	制限開閉器	2個	クレストゲート室
4	リミットスイッチ	8個	クレストゲート室及び堤頂

（機器の仕様）

第10条 支給する各機器は次の仕様を満足するものを予定している。

1 共通事項

- （1） 各機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。
- （2） 各機器は、品名、型式、製造年月日及び製造者名等を銘板にて表示しなければならない。

2 機器の仕様

（1） 機側操作盤

ア 主要仕様とインターフェース仕様

- （ア） 主な仕様とインターフェース仕様は以下のとおりとし、現在「R7徳土正木ダム 上勝・正木 クレストゲート設備改良工事」で製作中のため仕様及び詳細は変更となる場合がある。

項目		主な仕様	詳細・備考
形状		鋼板製閉鎖自立型	
非常停止機能		非常停止及び非常停止リセット	動力電源遮断及び復帰
制御回路構成		PLC×1台 FL-net×2台構成	簡易シーケンス採用(制御信号は開・閉指令のみ)
フ ィ ン ク ス ィ	制御信号	FL-net（光ケーブル） ダムコン更新までは既設メタルケーブル接続	遠方→機側
	非常停止信号	有電圧接点（DC100V） ・パルス信号（メタルケーブル）	遠方→機側
	ゲート動作中信号	無電圧接点・連続信号（メタルケーブル）	機側→遠方
	計測情報	FL-net（光ケーブル） ダムコン更新までは既設メタルケーブル接続	機側→遠方
制御回路の2重化		常用：PLC回路 非常時：リレー回路	
開動作制限タイマー設定値		別途協議	放流特性から適正時間を設定、ダムコンのソフトタイマーとの調整

- (イ) クレストゲートの操作
- a ゲートを開閉操作するために必要な「開、閉、停止」スイッチを設ける。
 - b 開閉装置の全開、全閉、非常上限、ロープ弛み等によりゲートが自動停止する制御を行う。
 - c 停止不能時にそなえ、非常停止スイッチを設ける。
 - d 機側操作盤には遠方操作のために、遠方切替、遠方指令による運転が可能となる回路を装備する。
 - e 主電動機、予備電動機選択切替スイッチを設ける。
 - f PLC 異常時の代替制御として、非常時の操作回路を設ける。ゲート運転時は押ボタンスイッチを離せば停止する操作とする。
- (ウ) 概要
- a 機側操作盤には、ゲート設備電動機の運転に必要な電力やセンサ信号を受信するための端子を設け、端子台により受渡しができるものとする。
- (エ) 一般事項
- a 機側操作盤は、鋼板製閉鎖自立盤（屋外仕様）とする。
 - b 操作盤の前面には、ゲート制御のためのスイッチ類を設けるものとする。
- (オ) 計器
- a ゲート操作に必要な計器類は、常時監視できるよう操作盤の前面から見える構造とする。
- (カ) 表示灯
- a 操作盤に必要な表示灯は明確な選別が可能なもので、操作順序を考慮して配置するものとする。
- (キ) 装備器具（機側操作盤）
- | | | |
|---|-----------------|------------------|
| a | 名称銘板 | 1 式 |
| b | サージプロテクトデバイス | 1 式 (SPD 分離器内蔵型) |
| c | 配線遮断器 | 1 式 |
| d | 漏電遮断器 | 1 式 |
| e | サーキットプロテクタ | 1 式 |
| f | 漏電リレー（動力、制御） | 1 式 |
| g | 電磁接触器（非常停止用） | 1 式 |
| h | 可逆電磁接触器（電動機用） | 1 式（主電動機、予備電動機） |
| i | 電磁接触器（進相コンデンサ用） | 1 式（主電動機、予備電動機） |
| j | 進相コンデンサ | 1 式（主電動機、予備電動機） |
| k | 変圧器（AC200/100） | 1 式 |

l	電源回路切替器	1 式 (動力電源—制御電源)
m	電圧計切替器	1 個 (RS-ST-TR)
n	電流計切替器	2 個 (R-S-T)
o	ドアスイッチ	1 式 (大扉、小扉)
p	切替スイッチ	1 式 (開動作制限、非常時操作)
q	切替スイッチ	1 式 (開度計選択)
r	切替スイッチ	1 式 (主・予備電動機選択)
s	押釦スイッチ	1 式 (開—停止—閉)
t	警報停止スイッチ	1 個
u	ランプテストスイッチ	1 個
v	リセットスイッチ	1 個
w	非常停止スイッチ	1 個
x	P L C	1 式 (電源、CPU、I/O ユニット、 FL-net ユニット x2)
y	補助継電器	1 式 (非常時操作の制御回路含む)
z	U P S (無停電電源装置)	1 台 (AC100V)
aa	保護継電器	1 式 (3E リレー)
bb	電流計	1 式
cc	電圧計	1 式
dd	開度指示計	1 式 (デジタル式)
ee	運転回数計・時間計	1 式
ff	記名式表示灯	1 式
gg	直流電源装置	1 式 (AC100V/DC24V)
hh	盤内照明	1 式
ii	盤内スペースヒータ	1 式 (サーモスタット付)
jj	MC用コンセント	1 式
kk	雑電源用コンセント	1 式
ll	端 子 台	1 式
mm	警報ブザー、ベル、チャイム	1 式
nn	その他必需品	1 式
(ク)	設計図面 (外形図、単線結線図)	参考図 1、参考図 2、参考図 3 参照

(2) 開度計 部品

ア 形式

(ア) 垂直開度発信器

(イ) 設置箇所

a クレストゲートトラニオン

(ウ)	部品内容	
a	スフィリカルボールベアリング	1 個
b	ベアリング(1)	2 個
c	ベアリング(2)	2 個
d	カップリング	2 個
e	ゼンマイバネ	1 個
f	オイルシール	1 個
g	カバー	1 個
h	A/D コンバータ (正転仕様)	1 台
i	A/D コンバータ (逆転仕様)	1 台
(エ)	A/D コンバータ	
a	測定範囲	0000 ～ 9999
b	精度	±1 デジット
c	1 回転計数量	100(AD コンバータ入力 1 回転 10×ギアヘッド 10 倍)
d	全計数量	0000 ～ 9999
e	出力	BCD4 桁 (P・8・4・2・1) + Busy 接点容量 Max100V 0.5A 10W (抵 抗負荷)
f	周辺条件	温度-20℃ ～ 60℃ 湿度 30% ～ 90% (結露なきこ と)
g	電氣的強度	耐圧 AC1000V 1 分間、絶縁抵抗 DC500V、10MΩ 以上
h	本体構造	防滴構造
i	その他	取付け金物を含む
(オ)	その他	参考図 4 参照

(3) 制限開閉器

ア	数量	1 台
イ	使用箇所	全閉停止 (LS1) 全閉 (LS2) 全開 (LS3) 非常上限 (LS4)
ウ	設置箇所	クレストゲート巻上機据付
エ	その他必需品	1 式

オ 接点構成 1c

(4) カ リミットスイッチ

ア 形式 可変ローラー・レバー形 (基準型)
イ 接触形式 ねじ締め端子形
ウ 接点構成 1a1b

(5) 機側操作盤据付架台

ア 材質 SS400
イ その他詳細 参考図 12、参考図 13 参照

(製作一般事項)

第 10 条 製作の一般事項は次のとおりである。

- 1 本工事の製作は、十分な経験と技術を有する技術員等によって行わなければならない。
- 2 各部材の工作完了後には、工場で仮組立を行い、不適切な箇所が発見された場合は、直ちに修正または補充を行い支障のないことを十分確かめなければならない。
- 3 現場にて調整を必要とする箇所は、容易に調整できるようにしておくこと。
- 4 現場にて再組立を必要とする箇所は、合いマーク等で容易に再組立できるようにしておくこと。
- 5 本工事施工に際し、当然必要なものに関しては具備すること。
- 6 発注者は、工事期間中に検査するために、随時受注者の工場に立入りできるものとする。

(既設機器の仕様)

第 11 条 本工事において対象となる設備の既設仕様は、次のとおりである。

1 既設機器の仕様

(4) クレストゲート設備

ア 型式 : 鋼製ラジアルゲート
イ 純径間 : 9.500m
ウ 扉体高 : 11.875m
エ 揚程 : 10.300m
オ 水密方式 : 前面 3 方ゴム水密
カ 開閉方式 : 電動ワイヤロープウィンチ方式
キ 開閉速度 : 約 0.3m/min

(外注品)

第 12 条 この工事の施工にあたり、主要な部品を外注する場合は、事前に監督員の承認を得なければならない。

(保証期間)

第13条 本設備の保証期間は、引渡完了の日から1年間とし、保証期間内に障害が発生した場合は、無償で修理または取替を行うものとする。また、特に重大な故障については、本期間後であっても受注者、発注者協議のうえ無償で修理、交換を行うものとする。

第2節 現場工事

(現場工事一般事項)

第14条 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について、監督員と協議を行わなければならない。

- 2 現場工事は監督員の指示する期間に行うものとし、機器の据付、試験及び調整は工事に支障を及ぼすことのないように適切な処理を行うものとする。
- 3 受注者は、現場工事に際し、機器の仕様を熟知した技術員を配置し、この技術員の指導のもと施工するものとする。
- 4 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所として構内を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。
- 5 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- 6 発注者の設備機器の運転、停止及び操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の許可を得た場合はこの限りでない。
- 7 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- 8 受注者は、ダム上流域における降雨又はダム放流に伴い作業の延期又は中断を指示された場合、これに従わなければならない。また、事前にこれが想定される場合には監督員と協議を行うこと。
- 9 工事の施工にあたり、停電等他の設備に影響を及ぼす恐れのある場合は、あらかじめ監督員と協議を行うこと。
- 10 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- 11 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。

(現場工事詳細)

第15条 現場工事の詳細は、次の各号に掲げるとおりとし、機器の取付や足場の設置に際しては、風圧、耐震等を十分に考慮し、強固に設置するものとする。

- 1 機側操作盤の設置は据付架台を設置したのちに設置を行うこと。
- 2 機側操作盤等の搬入の際、堤頂道路は町道となっているため施工の際は交通制限を行うこと。
- 3 既設機側操作盤の撤去に伴って隣接する電話番及び変換基盤をポール含め撤去すること。その際、盤内部の機器に関する詳細は発注者との協議により決定すること。
- 4 配線の更新については、関連設備への影響や配線スペース等を考慮して施工すること。

- 5 開度計分解整備時に以下の部品を支給予定である。下記部品は当初予定仕様のものであり、機側操作盤等の仕様変更に伴って変更となる可能性がある。下記項目で開度計部品 1 門分となり、計 2 門分を支給予定である。

(1) スフィリカルボールベアリング	1 個
(2) ベアリング(1)	2 個
(3) ベアリング(2)	2 個
(4) カップリング	2 個
(5) ゼンマイバネ	1 個
(6) オイルシール	1 個
(7) カバー	1 個
(8) A/D コンバータ (正転仕様)	1 台
(9) A/D コンバータ (逆転仕様)	1 台

第3節 輸送

(一般事項)

第16条 工場から現場までの輸送及び積降ろしはすべて受注者の負担で行う。

- 2 輸送中または現場において、保管中に紛失または損傷が生じた場合は、受注者の負担により速やかに代替品の補充または、取替を行うとともに、監督員にその経過を報告しなければならない。
- 3 受注者は、輸送に際し、事前に品名、輸送日等を明記した輸送計画書を、監督員に提出しなければならない。

(荷造り)

第17条 荷造りは厳重に行い、取扱いに注意を要する機器類には、その旨を明記し適切な対策を講じてから発送しなければならない。

(仮置き)

第18条 荷受け、仮置き等は受注者の責任において行うものとする。

(機器の搬入・搬出)

第19条 機器の搬入については、適切な重量に分解し、水平状態にして搬入するものとする。

(現場立会検査及び試験)

第20条 新規に設置する機器の現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

1 試験及び検査項目

- (1) 員数検査
- (2) 据付検査
- (3) あと施工アンカーボルト引張試験

(4) 絶縁抵抗試験

(5) 総合動作試験

2 その他、監督員の指示する項目